

「地方自治体における情報システム（児童扶養手当）の標準化に関する調査研究」
ベンダー分科会（第二回）事務局提出資料

目次

1. 第一回自治体/ベンダー分科会の振り返り	3
2. 改版に向けた個別協議事項	8
3. 改版に向けた標準仕様書への反映事項	22
4. 意見照会の進め方	26
5. 今後のスケジュール	32

- 1 . 第一回自治体/ベンダー分科会の振り返り**
- 2 . 改版に向けた個別協議事項
- 3 . 改版に向けた標準仕様書への反映事項
- 4 . 意見照会の進め方
- 5 . 今後のスケジュール

第一回自治体/ベンダー分科会の振り返り

第一回自治体/ベンダー分科会では、第三回有識者検討会時に協議した改版に向けた論点（案）を振り返るとともに、当該論点のうち、標準仕様書に共通する事項及びツリー図／標準業務フローに係る事項について協議しました。

第一回自治体分科会（11/10）及びベンダー分科会（11/16）の議事次第と主たる討議事項

① 第三回有識者検討会の振り返り

- ✓ 議事次第と主たる討議事項の振り返り
- ✓ 改版に向けた論点（案）の振り返り

② 改版に向けた個別協議事項

- ✓ 標準仕様書に共通する事項、及びツリー図／標準業務フローに係る事項について協議
(協議結果は次項以降に記載)

③ 今後のスケジュール

- ✓ 直近のスケジュール（10～12月）の確認

(参考) 改版に向けた論点 (案)

各検討テーマ区分に対応する取組事項を精査し、検討会及び分科会にて取り上げる具体的な検討論点を洗い出しました。

検討テーマ区分		討議事項 (案)	種類	(参考) 取組事項との対応*
①	新規機能・帳票の追加	1 ■ 意見照会にいただいた要望の取り込み基準の考え方	共通	#2,10,12
		2 ■ 1.0版では標準化対象外とした帳票の標準化方針	帳票	#4
②	新規業務（および機能・帳票）の追加	3 ■ 標準化対象業務（スコープ）の範囲の考え方	共通	#11,#13
③	法令・制度改正予定の標準仕様書への反映	4 (予定ありの場合、議題として追加予定)	-	-
④	法令制度見直しの要望への対応	5 ■ 法令で未定義のため、実運用との差異がある業務の取り扱い	業務	#15
		6 ■ 新規帳票追加のため、法令制度見直し基準の考え方	帳票	#16
		7 ■ 手続きオンライン化の範囲の考え方	業務	#9,25
⑤	オンライン連携への対応	8 ■ オンライン連携への対応 自治体間	機能	#3
		9 ■ オンライン連携への対応 都道府県・町村間	機能	#5
⑥	横並び調整方針への対応	- ※論点なし（調整方針に沿って標準仕様書を更新）	-	#6,19,20,21,22,23,24
⑦	共通事項の整備への対応	- ※論点なし（平仄を合わせる形で標準仕様書を更新）	-	#26,27,28,29,30

*参考1：改版に向けた取組事項一覧.xlsxを参照 *#1,14,17,18は討議対象外としたため欠番

第一回自治体分科会及びベンダー分科会における討議内容及び討議結果 1/2

第一回自治体 及びベンダー分科会における討議結果を踏まえて、事務局にて標準仕様書を更新し、構成員のみなさまにご確認いただくことを予定しています。

区分	検討テーマ及び対応方針案	討議結果	
		自治体分科会（11/10）	ベンダー分科会（11/16）
共通	個別協議事項1：意見照会にいただいた要望の取り込み基準		
	<p>① 取り込み対象 (=既存の仕様書に類似要件あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定請求日に応じて「児童扶養手当所得状況届」の出力を制御する機能（標準オプション） 証書番号の自動付番機能（標準オプション） <p>② 取り込み対象外 (=既存の仕様書に類似要件なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> 非課税公的年金等所得と給与所得がある場合の租税特別措置法による所得金額調整控除等を自動で計算する機能（所得情報として、「非課税公的年金等所得」を追加） 	<p>➤ オプションとして実装する (事務局案のとおり)</p> <p>➤ システム化のハードル等を踏まえ判断</p>	<p>➤ オプションとして実装する (事務局案のとおり)</p> <p>➤ 当機能のシステム化は困難なため、児童扶養手当システム外で計算した金額情報を取り込むことを基本とするが、児童扶養手当制度上の控除（給与所得又は公的年金等所得がある場合の控除）については、自動計算機能の追加を検討</p>
個別協議事項2：標準化対象業務範囲（スコープ）の考え方			
<p>【相談及び情報提供に係る機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請相談時（新規認定請求前）における相談及び情報提供業務は法令通知等で定義された業務ではなく、児童扶養手当業務の対象外と考えられるため、当機能は追加しない <p>【給付金支給に係る機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当業務の対象外のため、当機能は追加しない ※給付を行うにあたり必要となる児童扶養手当受給者データの抽出については、既に定義済のEUC機能を利用 		<p>➤ 当機能は追加しない (事務局案のとおり)</p> <p>➤ 当機能の追加を希望する意見もあり、システム的な実現可能性も考慮しながら、引き続き検討を継続する</p>	<p>➤ 当機能は追加しない (事務局案のとおり)</p> <p>➤ 当機能の追加は以下の理由から適切ではない <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当業務の対象外 ・給付金ごとに支給要件等が異なるため仕様定義が困難 </p>

第一回自治体分科会及びベンダー分科会における討議内容及び討議結果 2/2

第一回自治体 及びベンダー分科会における討議結果を踏まえて、事務局にて標準仕様書を更新し、構成員のみなさまにご確認いただくことを予定しています。

区分	検討テーマ及び対応方針案	討議結果	
		自治体分科会（11/10）	ベンダー分科会（11/16）
ツリー図／標準業務フロー	個別協議事項3：手続きオンライン化の範囲の考え方 行政手続の原則オンライン化方針を踏まえて、将来的には全てオンライン化を進めていく必要があるが、改版に向けては、以下の手続オンライン化に係る業務及び機能を標準化する。 「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続（重点計画記載手続）」 「13.現況届-現況届受付」（「現況届の事前送信」）	<ul style="list-style-type: none">➤ 「現況届の事前送信」に係る業務及び機能を実装必須として追加する (事務局案のとおり)➤ 今後オンライン化を進めるにあたっては、重要な対面業務（世帯状況ヒアリング等）に十分に配慮し、業務フロー及び機能要件を作成する必要がある	<ul style="list-style-type: none">➤ 「現況届の事前送信」に係る業務及び機能を実装必須として追加する (事務局案のとおり)➤ 今後、事前送信を受け付けることによる用途（例：変更点を受給資格者台帳に更新できる）があり、どのように事務が変わらのか検討し、明確にすることが望ましい
	個別協議事項4：法令未定義のため実運用に差異がある業務（統計・報告）の取り扱い 【統計・報告に係る業務】 <ul style="list-style-type: none">• 本件業務（福祉行政報告例）は所管が異なるため、集計や報告方法等制度の根幹にかかる部分に対する要望については、対応しない• そのうえで、システムへの実装方法という視点から、「地方自治体において利用されているシステムの集計仕様を踏まえつつ、福祉行政報告例の記入要領に沿った集計機能を実装する必要があるか」を事業者に確認した上で、当該内容に従い、標準仕様書にて表現すべき粒度感で要件を追記する	<ul style="list-style-type: none">➤ (討議対象外)	<ul style="list-style-type: none">➤ 統計・報告における集計仕様は標準仕様書においては定義しない。（各統計・報告の記入要領にて定義された仕様をシステムに反映することが望ましい）

- 1 . 第一回自治体/ベンダー分科会の振り返り
- 2 . 改版に向けた個別協議事項**
- 3 . 改版に向けた標準仕様書への反映事項
- 4 . 意見照会の進め方
- 5 . 今後のスケジュール

第二回自治体/ベンダー分科会の討議事項

第二回自治体／ベンダ分科会では、機能要件、及び帳票詳細要件/帳票レイアウトについて討議いたします。

【第一回自治体／ベンダー分科会】

共通

討議事項2件

- 個別協議事項1：
意見照会にていだいたい要望の取り込み基準
- 個別協議事項2：
標準化対象業務範囲（スコープ）の考え方

ツリー図／標準業務フロー

討議事項2件

- 個別協議事項3：
手続きオンライン化の範囲の考え方
- 個別協議事項4：
法令未定義のため実運用に差異がある業務（統計・報告）
※ 討議はベンダー分科会のみ（討議結果は自治体分科会にて報告）

【第二回自治体／ベンダー分科会】

機能要件

討議事項2件 +a（第1回分科会に基づく討議事項）

- 個別協議事項1：
オンライン連携への対応 自治体間
- 個別協議事項2：
オンライン連携への対応 都道府県・町村間

帳票詳細要件／帳票レイアウト

討議事項 2 件 +a（第1回分科会に基づく討議事項）

- 個別協議事項3：
1.0版では対象外とした帳票の標準化方針
- 個別協議事項4：
新規帳票追加のための法令・制度見直し基準

機能・帳票要件一覧

個別協議事項 1

対象業務

業務共通

対象要件

機能要件

オンライン連携への対応（自治体間）について、ご議論をお願いいたします。

取組
事項

- ・「児童扶養手当受給資格者台帳」「児童扶養手当受給資格者名簿」の出力機能に関して、システムにおいて申請情報や資格情報が管理されていれば、必ずしも帳票として台帳は必要なく、「受給資格者台帳の写しを転入元・先の自治体間で（紙文書によって）やり取りする」という方法自体がデジタルファーストの原則に反していると考えられる
- ・今後の標準化を進めるにあたり、紙媒体でのやり取りではなく、例えばクラウドを介して自治体間で情報共有できるようにするなど、国の「児童扶養手当事務取扱準則」の規定そのものの見直しを希望する

論点

自治体間のオンライン連携については、デジタル庁の検討状況を踏まえ、継続的に検討をすることとしてよろしいでしょうか。

標準仕様書（1.0版）の現状

- ・児童扶養手当システム標準仕様書（1.0版）において、自治体間のオンライン連携に係る機能は定義していない
- ・また、他領域においても自治体間のオンライン連携に係る機能は定義されていない
- ・公共サービスメッシュ等の自治体間でオンライン連携するための環境整備については、現在「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」において、議論がなされているところであり、標準仕様書における具体的な対応方針は示されていない
※12頁、13頁を参照

対応案

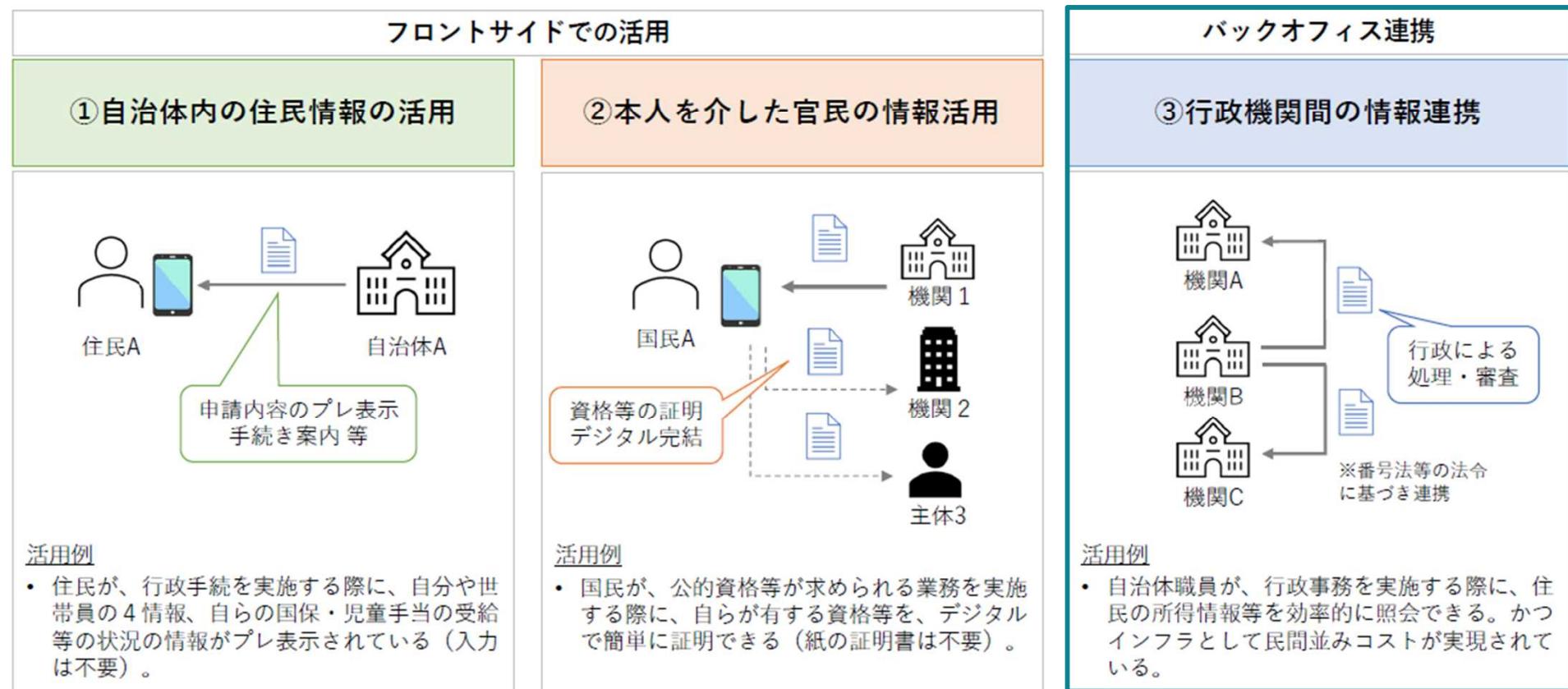
- ・今回の標準仕様書（改版）では、**必要な環境が十分に整っていないことから、自治体間のオンライン連携対応は見送り**
 - デジタル庁が主導する「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」での議論を注視し、標準仕様書における具体的な対応方針が示されたのち、業務及び機能の見直しといった必要な対応を行う

自治体分科会（12/13） ✓事務局案のとおり、デジタル庁等による検討状況を踏まえて適宜必要な対応を実施する。

参考：第5回マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ^①（令和4年8月25日開催）資料より抜粋

公共サービスメッシュにかかる今後の検討

- 「スマートフォンで 60 秒で手続が完結」等の実現に向け、以下の 3 つの観点から、情報連携の基盤である公共サービスメッシュについて、制度・システムの両面から検討を進めることになった。



参考：第5回マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ^①（令和4年8月25日開催）資料より抜粋

行政機関間の情報連携のさらなる推進

- ・ 行政機関間の連携においては、行政機関がその事務の実施に必要な範囲で、国民一人一人の正確かつ最新の情報を参照できることが重要。これまで、マイナンバー制度等に基づき、情報提供ネットワークシステムや中間サーバ等を通じて、行政手続に必要な添付書類の削減等が実現してきた。今後、行政機関間の情報連携をさらに推進すべく、制度面では利用徹底や拡大に向けた検討の具体化を進めるとともに、システム面では現行インフラ更改時の基本設計や取扱いも含めた検討を進める。
- ・ このとき、国や自治体等のシステムについて今後順次ガバメントクラウドの活用が推進されることや、暗号技術をはじめとしたセキュリティ技術の進展等をふまえ、情報連携の手法を最新化することで、「7日間でサービス立ち上げ」「60秒で行政手続き完結」実現に必要な情報を、個人情報保護を徹底しながら迅速に活用できるよう、システムおよび制度の両面で検討を進める。
 - 新規で必要とされる機関間の情報連携を、より速やかに開始できるようにする。
 - 同一システム内における機関間の情報連携を、より効率的に実施できるようにする。

システム面の検討方針

情報連携の基盤にかかる一貫した設計

- ・ 自治体の基幹業務システムの統一・標準化（データの標準化やガバメントクラウドの活用等）を踏まえ、データ要件・連携要件との整合性を確保する。
- ・ 公共サービスメッシュにおける情報連携に必要な機能群は、共通化・重複排除を実現する。
- ・ 自治体内の情報活用と一貫した設計となるよう、自治体内情報活用のプロトタイプ構築等における技術的検証の成果を活用する。

制度面の検討方針

①現行制度における利用の徹底

- ・ 例：災害の際の弔慰金に関する手続

②制度を拡大しうる事務

1. 個人に関する属性情報の登録等を必要とする事務
 - ・ 例：自動車登録など、各種の行政機関への登録等手続
2. 手続主体から手続の効率化などの効果が考えられる事務
 - ・ 例：在留する外国人に関する手続、在外邦人の行う手続
3. 手続の性格からデジタル化の効果が考えられる事務
 - ・ 例：国家資格等における手続

個別協議事項 2

対象業務

業務共通

対象要件

機能要件

オンライン連携への対応（都道府県・町村間）について、ご議論をお願いいたします。

取組
事項

- 都道府県の場合は、ワンストップサービスとの連携は対象外と記載されているが、福祉事務所の設置がない町村がシステムを導入し、ワンストップサービスを活用して受け付けた情報を都道府県システムと連携できるような方式は検討できないか。

論点

都道府県・町村間のオンライン連携については、
デジタル庁の方針と検討状況を踏まえ、継続的に検討をすることとしてよろしいでしょうか。

標準仕様書（1.0版）の現状

【児童扶養手当領域】

- 都道府県・町村間のオンライン連携に係る機能は、未定義
- 中核市を想定した仕様であるため、都道府県特有の業務（都道府県と町村間の役割分担に伴うような業務）については未定義
※ 現行の都道府県・町村業務は次頁参照

【他領域】

- 他領域においても、都道府県・町村間のオンライン連携に係る機能は未定義
- ほとんどの領域で都道府県は標準仕様書の対象外
※ 生活保護領域は、対象自治体を全ての福祉事務所設置自治体としたことから、都道府県を対象として含むが、標準仕様書上、福祉事務所の業務として定義しているため、都道府県としての業務は未定義

対応案

- 今回の標準仕様書（改版）では、必要な環境が十分に整っていないことから、都道府県・町村間のオンライン連携対応は見送り
➢ デジタル庁の都道府県業務に対する将来的な標準化の方針と、行政機関間の情報連携に係る検討状況を踏まえ、業務及び機能の見直しを継続的に検討する

自治体分科会（12/13） ✓ 事務局案のとおり、デジタル庁等による検討状況を踏まえて適宜必要な対応を実施する。

個別協議事項 2

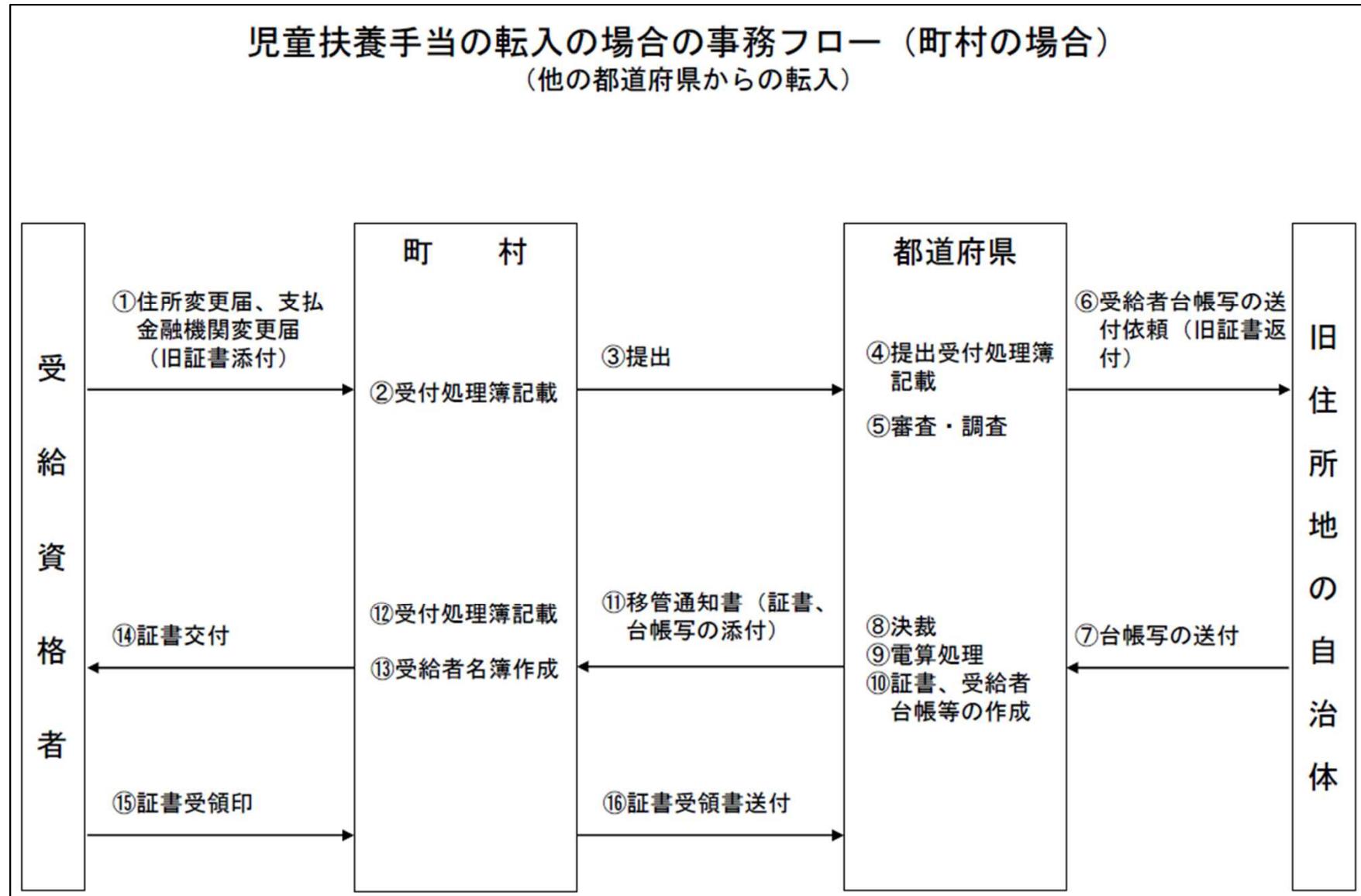
対象業務

業務共通

対象要件

機能要件

参考：児童扶養手当事務処理マニュアル（令和3年3月）（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課）より抜粋



帳票詳細要件／帳票レイアウト

個別協議事項 3

対象業務

業務共通

対象要件

帳票詳細要件／帳票レイアウト

1.0版では対象外とした帳票の標準化方針について、ご議論をお願いいたします。

取組
事項

- 法第15条に基づく「児童扶養手当支払差止通知書」は処分性を有していることに加え児童扶養手当事務においては出力件数も多い。児童手当側では必須帳票であるため、国（厚労省）により、必須帳票として様式を定義してほしい

論点

法令や制度にて様式が定められていない帳票についても、標準化対象（標準オプション）とすることとしてよろしいでしょうか。

※なお、標準化対象とした場合でも、法令通知等に様式として定める対応までは行わない想定

標準仕様書（1.0版）の現状

- 標準仕様書における帳票の要件種別は、以下の基準で整理
 - 法令通知等への様式定義：有… 実装必須
 - 法令通知等への様式定義：無… 必要に応じ標準オプション（実装必須は不可）
- 「児童扶養手当支払差止通知書」は、法令通知等に様式は示されていないが、自治体業務における必要性に鑑み、ベンダーの様式レイアウトを参考にオプション帳票として定義
- 現状の要件種別整理方針において当該帳票を必須帳票とするには、法令通知等への様式定義が必要

対応案

- 法令通知等に様式が定められていない帳票については、職員事務の効率化等を考慮し、必要に応じて標準化対象（標準オプション）とする ※従前の整理から変更なし
- 「児童扶養手当支払差止通知書」は、法令通知等にて様式が定義されていないことを踏まえ、必須帳票として様式定義は行わない
- なお、法令通知等に様式が定められていない帳票を標準化対象（標準オプション）とした場合でも、法令通知等に様式として定める対応までは行わない想定

個別協議事項 4

対象業務

業務共通

対象要件

帳票詳細要件／帳票レイアウト

新規帳票追加のための法令・制度見直し基準について、ご議論をお願いいたします。

取組
事項

- 転入の場合、住所変更届のみでは情報不足であり、資格要件を継続して満たしているかも含めた判断を適切に実施するために、新規認定請求の項目をベースとした単独の届出書とすることが望ましいと考える。

論点

市外転入時の認定審査は、移管された受給資格者台帳の情報を基に行うことを中心として、
当該台帳に不足する情報がある場合には、標準仕様書として必要な対応を行うこととしてよろしいでしょうか。

標準仕様書（1.0版）の現状

- 業務フロー上の市外転入時の認定審査に必要な情報の把握方法
 - 受給資格者台帳の移管
 - 受給資格者に必要書類の提出依頼
 - 転出元自治体と連携
- ※ ②・③については、①で必要な情報が確認できない場合に行う
- 新規帳票追加について児童扶養手当所管部局（子ども家庭局）に確認
 - 現行の運用では、転出元の自治体から受給資格者台帳を移管することとしているため、新たな届出書は不要と考えるただし、受給資格者台帳では不足する情報（具体的な項目）がある場合は、検討が必要と考える

対応案

- 市外転入時の認定審査は、受給資格者台帳の移管を受けて行うため、**新規帳票の追加対応は行わない**
- 移管を受けた受給資格者台帳において、審査に不足する情報がある場合には、不足する項目を明らかにした上で、**標準仕様書上の受給資格者台帳に係る項目の追加や帳票レイアウトの変更を行う**

自治体分科会（12/13） ✓事務局案のとおり、転入時の認定審査に係る新規帳票の追加は行わない。また、受給資格者台帳の項目追加も行わない。

個別協議事項 4

対象業務

業務共通

対象要件

帳票詳細要件／帳票レイアウト

参考：標準仕様書（第1.0版）児童扶養手当受給資格者台帳（表面）

個別協議事項 4

対象業務	業務共通	対象要件	帳票詳細要件／帳票レイアウト
------	------	------	----------------

參考：標準仕樣書（第1.0版）兒童扶養手當受給資格者台帳（裏面）

個別協議事項 4

対象業務

業務共通

対象要件

帳票詳細要件／帳票レイアウト

参考：標準仕様書（第1.0版）児童扶養手当受給資格者台帳

管理番号	氏名	団体の番号	第 号					
証書の交付一選付一								
(姓・姓)	(姓・姓)	(姓・姓)	(姓・姓)					
(姓・姓)	(姓・姓)	(姓・姓)	(姓・姓)					
児童扶養手当実払記録								
区分	令和 年		令和 年		令和 年		令和 年	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1月課	1.1月分							
	1.2月分							
	計							
	支払済年月日	1	2	3	4	5	6	
3月課	1.1月分							
	1.2月分							
	計							
	支払済年月日	1	2	3	4	5	6	
5月課	1.1月分							
	1.2月分							
	計							
	支払済年月日	1	2	3	4	5	6	
7月課	1.1月分							
	1.2月分							
	計							
	支払済年月日	1	2	3	4	5	6	
9月課	1.1月分							
	1.2月分							
	計							
	支払済年月日	1	2	3	4	5	6	
11月課	1.1月分							
	1.2月分							
	計							
	支払済年月日	1	2	3	4	5	6	

- 1 . 第一回自治体/ベンダー分科会の振り返り**
- 2 . 改版に向けた個別協議事項**
- 3 . 改版に向けた標準仕様書への反映事項**
- 4 . 意見照会の進め方**
- 5 . 今後のスケジュール**

標準仕様書改版にあたり対応した事項（12月までに対応予定分） 1/2

個別協議事項としては取り上げていない事項についても、横並び調整方針等に従い、標準仕様書の更新を実施しました。

検討テーマ区分	対応事項	更新した仕様書
③ 法令・制度改正予定の標準仕様書への反映	1 【公金受取口座に関する様式改正等の反映／業務フロー見直し】直近の様式の改正等を標準仕様書に反映	・業務フロー ・機能要件 (0200341~0200343) ・帳票詳細要件 ・帳票レイアウト
	2 【(構成員ご意見) 公的給付金口座指定に関する要件見直し】公的給付金口座に関する児童扶養手当認定請求書に対する要望を踏まえ、児童扶養手当側で必要となる対応を実施	・機能要件 (0200180)
④ 法令制度見直しの要望への対応	3 【障害等認定業務における届出受付タイミングに関する論点整理】障害等認定業務において、“年齢到達前に障害認定の届け出を受け付けている”事務の実態を踏まえ、省令改正を要望する意見に対する対応を検討	・業務フロー
	4 【法令・通知等と未整合の様式整理】帳票レイアウトと法令・通知等にて定義された様式との整合を確認*	(反映事項なし)
⑥ 横並び調整方針への対応	5 【横並び調整方針】機能要件のレイアウトを統一的なレイアウトに見直し	・機能要件
	6 【引越OSS対応要否検討】引越OSSへの対応要否、及び対応する場合の児童扶養手当側で必要となる対応を実施	・機能要件 (旧機能ID13を削除)
	7 【各種IDの管理方針】機能ID採番ルールを見直し	・機能要件
	8 【デジタル庁公表資料「検討すべき点について」に伴う対応】デジタル庁公表資料「検討すべき点について」を踏まえ、児童扶養手当側で必要となる対応を実施	(反映事項なし) ※改訂手続にて留意
	9 【データ要件連携要件・各種共通事項への対応】データ要件・連携要件（1.0版）との整合を確認し、標準仕様書（改版）に反映	・機能要件 (0200006, 0200009, 0200048)

* 帳票「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」のように、法令通知等において様式例として示されている帳票については、児童扶養手当法施行令別表第1の障害の状態の変更などに伴う教示文の変更までは、法令通知等の様式例に反映しない

標準仕様書改版にあたり対応した事項（12月までに対応予定分） 2/2

個別協議事項としては取り上げていない事項についても、横並び調整方針等に従い、標準仕様書の更新を実施しました。

検討テーマ区分	対応事項			更新した仕様書
⑦ 共通事項の整備への対応	-	-	-	-
- その他	10	【標準仕様書改版に向けた取組事項案における対応時期の調整】 「標準仕様書改版に向けた取組事項案」について、対応時期の調整等が必要な事項への子ども家庭局コメントを踏まえ、児童扶養手当側で必要となる対応を実施	(反映事項なし) ※一部の取組事項の対応時期を見直し	
	11	【機能要件における管理項目の追加（支給停止期間）】 機能要件（旧機能ID261 現況届受付）の管理項目に「支給停止期間」を追加	・機能要件 (0200338) ・帳票詳細要件 ・帳票レイアウト	
	12	【福祉事務所未設置町村等向け表記の見直し】 対象自治体を「全ての都道府県及び児童扶養手当業務を実施する市区町村」との記載に対する意見を踏まえ、標準仕様書の記載を修正	・本紙	
	13	【標準仕様書本紙の構成見直し】 介護保険業務の標準仕様書本紙の構成見直しに伴い、各業務においても当該見直しを参考に構成を見直し 【主な見直し内容】 ○ 第1章「はじめに」の記載を第1章の前に移動 ○ 第1章に「本仕様書の構成」の記載を追加	・本紙	

参考：標準仕様書改版にあたり対応予定の事項（1月以降対応分）

個別協議事項としては取り上げていない事項についても、横並び調整方針等に従い、今年度中に標準仕様書の更新を予定しています。

検討テーマ区分	対応事項
⑦ 共通事項の整備への対応	1 【指定都市課題検討に伴う対応】 デジタル庁主催の「標準仕様の指定都市における課題等検討会」における指定都市要件点検結果を踏まえ、児童扶養手当側で必要となる対応を実施する
	2 【実装類型点検に伴う対応】 デジタル庁主催の実装類型点検結果を踏まえ、児童扶養手当側で必要な対応を実施する
	3 【共通機能／データ要件・連携要件改版に伴う対応】 データ要件・連携要件及び共通機能に係る標準仕様書（令和4年8月31日）の実装・運用を行うに当たり具体化・詳細化が必要な事項を検討するための「共通機能等技術要件検討会」の開催を受け、児童扶養手当側で必要となる対応を実施
	4 【11/4共通機能等技術要件検討会に伴う対応】 共通機能等技術要件検討会 申請管理WT（第1回）の議事に基づき、児童扶養手当側で必要となる対応を検討する ・オンライン申請による申請データ受領時の基幹業務システム側の対応については、今後横並び調整方針に反映予定

- 1 . 第一回自治体/ベンダー分科会の振り返り**
- 2 . 改版に向けた個別協議事項**
- 3 . 改版に向けた標準仕様書への反映事項**
- 4 . 意見照会の進め方**
- 5 . 今後のスケジュール**

全国意見照会の流れ

全国意見照会における配布資料の構成、照会方法、意見のとりまとめについて確認させていただきます。

意見照会

- 標準仕様書（案）に加えて各資料を準備することで、効果的かつ効率的に意見照会を行う。

資料構成

事務連絡
(案)

項目	頁	章番号等	標準仕様書（案）の記載内容	意見及び具体的な修正案	理由

意見用紙

意見提出のフォーマットを準備する。標準仕様書（案）の1つ1つの記載に対して確認を求める方法では自治体の回答負荷が高まるため、意見がある場合には記載していただく方針とする。また、意見記載時は、具体的な修正案まで記入していただくフォーマットとするよう工夫。

確認対象
の資料

「標準仕様書（ツリー図／業務フロー、機能要件、帳票一覧、帳票詳細要件、帳票レイアウト等）に対して、検討会／分科会の指摘事項を反映したもの。

檢討經緯

標準仕様書の案の作成の経緯を取りまとめた資料を準備する。検討の経緯をあらかじめ対象自治体・ベンダーに伝えることで、検討経緯に関する問合せ対応の負担軽減や回答遅延を防止を図る。

照会方法



- ✓ 回答は回答票（Excel）をメール等で受領
 - ✓ 統計的な観点から目標回答数を設定（回答収集数の目安）※N=1794団体
・信頼度95%、標準誤差5%時のサンプルサイズ=317（意見無しの回答を含む）

意見取りまとめ

- 地方自治体・ベンダーからの各意見に対して、回答方針を検討した上で、必要に応じて修正を検討する。

意見取りまとめイメージ

提出された意見

意見回答の検討

1

意見の取込み可否を、「採用」、「不採用」、「協議」に分けて記載

2

自治体・ベンダーの意見に対する対応方針を記載。「協議」が必要なものは検討会、分科会において協議する内容を記載。

3
修正
内容

標準仕様の修正内容を「修正前」「修正後」に分けて記載

全国意見照会における資料構成

全国意見照会にあたり、事前に準備する資料及び意見照会対象資料を確認させていただきます。

No.	配布資料	意見対象	備考
1	事務連絡	—	—
2	説明資料（これまでの検討経緯）	—	<ul style="list-style-type: none">これまでの検討経緯を取りまとめた資料を用意。 (検討済の事項に対する意見を抑制する)
3	標準仕様書 (本紙)	○	—
4	標準仕様書 (別紙)	ツリー図・業務フロー	△ <ul style="list-style-type: none">業務運用をイメージできるものとして定義しているため、参考扱いとする。
5		機能要件	○ <ul style="list-style-type: none">—
6		帳票一覧	— <ul style="list-style-type: none">No.5（機能要件）に包含されるため、意見対象外とする。
7		帳票詳細要件	○ <ul style="list-style-type: none">—
8		帳票レイアウト	○ <ul style="list-style-type: none">—
9	回答票	記載要領	— <ul style="list-style-type: none">—
10		回答票（Excel）	— <ul style="list-style-type: none">—

意見照会項目（1/2）

令和4年6月に実施した意見照会時の回答様式と同様の形式とします。意見がある場合、(1)団体・担当情報を記入の上、該当の回答票(2)~(5)にてご意見を記載いただく形式とすることを予定しています。

（1）団体・担当情報

No.	①意見発出者	②団体区分	③都道府県名	④市区町村名	⑤事業者名	⑥部署名	⑦担当者名	⑧電話(外線)番号	⑨電子メールアドレス
	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	事業者の場合は記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須
入力例	1:担当課	5:市	〇〇県	〇〇市	株式会社〇〇	子ども支援課	鈴木 太郎	045-XXXX-XXXX	XXXXXX@XX.lg.jp
1									
2									

（2）機能要件

No.	①回答元	②事務名 (レベル1)	③事務名 (レベル2)	④通番	⑤意見 の種類	⑥要件種別	⑦意見発出理由	⑧根拠法令・通知等 の詳細な理由	⑨既存システムにお ける実装有無	⑩意見発出者	⑪要件(修正前)	⑫要件(修正後)
	記入必須	記入必須	記入必須	記入必 須	記入必 須	条件により 記入必須	記入必須	条件により記入必須	記入必須	記入必須	条件により記入必須	条件により記入必須
入力 例	〇〇市	01.新規認定請求	認定請求受付	〇〇	10:要件種別の み変更	2:実装必須	3:住民サービス向上等を目的として取り決めた事務であるため	他団体でも必要な機能と考えられることから、必須機能として良いと考える。	2:実装されていない	1:担当課		
1												
2												

意見照会項目（2/2）

令和4年6月に実施した意見照会時の回答様式と同様の形式とします。意見がある場合、(1)団体・担当情報を記入の上、該当の回答票(2)~(5)にてご意見を記載いただく形式とすることを予定しています。

（3）帳票詳細要件

No.	①回答元	②事務名(レベル1)	③帳票名	④システム印字項目名	⑤意見の種類	⑥要件種別 実装類型	⑦意見発出理由	⑧根拠法令・通知等の詳細な理由	⑨意見発出者	⑩要件(修正前)	⑪要件(修正後)
	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	条件により 記入必須	記入必須	条件により記入 必須	記入必須	条件により記入必須	条件により記入必須
入力例	〇〇市	02.市外転入	児童扶養手当受給資格者台帳送付依頼書	新住所郵便番号	3:印字項目名の変更	5:類型変更	4:住民サービス向上等を目的として取り決めた事務であるため		1:担当課		
1											
2											

（4）帳票レイアウト

No.	①回答元	②事務名(レベル1)	③帳票名	④意見の種類	⑤意見発出理由	⑥根拠法令・通知等の詳細な理由	⑦意見発出者	⑧意見の内容
	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	条件により記入必須	記入必須	記入必須
入力例	〇〇市	13.現況届	児童扶養手当現況届	10:その他	6:その他		1:担当課	氏名欄等が非常に小さく、印字可能な文字数が少ないと 多くの対象者でオーバー字となり手書き対応が必要になります。
1								
2								

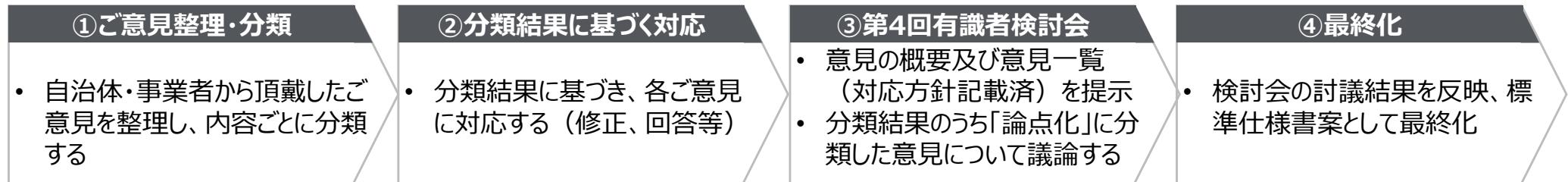
（5）その他

No.	①回答元	②ご意見等の概要	③ご意見等	④意見発出者
入力例	〇〇市	標準仕様書の使い方に関すること	1:担当課
1				

受領した意見の取り扱い

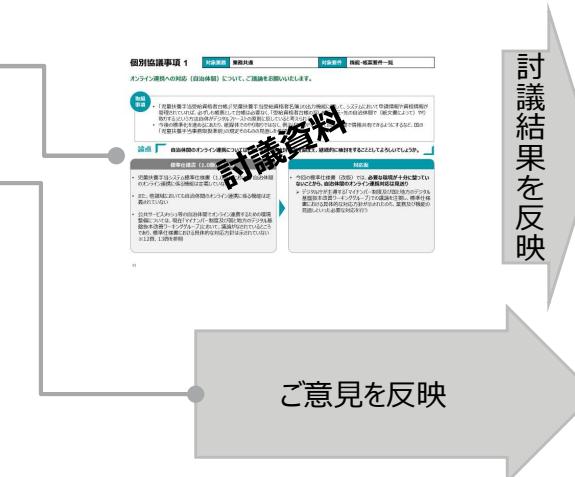
意見照会でいただいたご意見については、対応方針を整理した後、標準仕様書を見直すべき事項は反映するとともに、論点として整理した事項は第4回有識者検討会で議論する予定です。

意見照会結果の取り込みの方法



意見の分類と対応の考え方

意見照会結果	
分類	事務局における対応
論点化	✓ 意見を整理・集約、論点として整理し、第4回検討会で議論する
追加・修正・削除・要件種別の変更	✓ 標準仕様書（本紙/機能要件/帳票詳細要件/帳票レイアウト）を修正する ✓ 以下は申し送りとする（その他、意見照会結果を踏まえ必要に応じ追加） <ul style="list-style-type: none">現状のシステムに実装されていない機能の追加要望新規外部帳票の追加要望
質問	✓ 回答を作成する
対応なし	✓ 既に要件に包含されているもの、詳細設計レベルのもの、意見内容が不明瞭なものについては対応なしとする。



- 1 . 第一回自治体/ベンダー分科会の振り返り**
- 2 . 改版に向けた個別協議事項**
- 3 . 改版に向けた標準仕様書への反映事項**
- 4 . 意見照会の進め方**
- 5 . 今後のスケジュール**

直近のスケジュール（12月～3月）

第二回自治体／ベンダー分科会討議結果を反映した標準仕様書（改版）案に対して全国意見照会を実施し、照会結果及びデジタル庁によるデータ・連携要件横並び調整結果を踏まえて、3月末に標準仕様書（改版）を決定します。

	12月				2023年1月					2月				3月			
	5	12	19	26	2	9	16	23	30	6	13	20	27	6	13	20	27
マイルストン/ 会議体					② 自治体分科会									標準仕様書 (改版) 案決定 ★			
有識者による検討会、自治体分科会、ベンダ分科会設置・開催（下期）					② ベンダー分科会									③ 有識者検討会(仮)			
標準仕様書（1.0版）の改版に係る意見照会（調査）・結果の整理					自治体分科会 議事録作成	ベンダー分科会 議事録作成								第4回有識者検討会 資料作成	第4回有識者検討会 資料配布予定	第4回有識者検討会 議事録作成	
標準仕様書改版の決定等					配布資料作成 (回答票、説明資料等)									全国意見照会（12/27～1/31）			
					配布資料確認 (構成員)									回答集約・精査			
					意見照会発出準備 (事務連絡、OnePublic)									全国意見照会結果の標準仕様書への反映			
					第2回分科会の意見集約 ・標準仕様書への反映									標準仕様書修正版 確認（構成員）			
					標準仕様書修正版 確認（構成員）									検討会の意見集約 ・標準仕様書への反映			
															標準仕様書（改版） 確定版共有（構成員）		
															データ・連携要件 横並び調整（デジタル庁）	データ・連携要件 横並び調整結果 反映	